

環 境 大 気 測 定 結 果

※令和4年度の1回目の測定結果は、全て環境基準を満足する値でした。

採 取 年 月 日	令和4年7月29日から8月5日まで
-----------	--------------------------

計量の対象	環 境 基 準		測 定 地 点			(参考) ※1 鳥取県測定結果
			加茂 公民館	河崎 公民館	夜見 公民館	米子 保健所
			測定結果 (期間最大値)			
一酸化炭素濃度 (CO)	1時間値の1日平均値	10ppm 以下	0.1ppm未満	0.1ppm	0.1ppm未満	測定値無し
	1時間値の8時間平均値	20ppm 以下	0.1ppm	0.1ppm	0.1ppm未満	測定値無し
二酸化硫黄濃度 (SO ₂)	1時間値の1日平均値	0.04ppm 以下	0.001ppm未満	0.001ppm	0.001ppm未満	0.004ppm
	1時間値	0.1ppm 以下	0.001ppm未満	0.002ppm	0.002ppm	0.013ppm
浮遊粒子状物質濃度 (SPM)	1時間値の1日平均値	0.10mg/m ³ 以下	0.023mg/m ³	0.021mg/m ³	0.025mg/m ³	0.075mg/m ³
	1時間値	0.20mg/m ³ 以下	0.044mg/m ³	0.044mg/m ³	0.041mg/m ³	0.184mg/m ³
二酸化窒素濃度 (NO ₂)	1時間値の1日平均値	0.04ppmから 0.06ppmまで 又は それ以下	0.003ppm	0.003ppm	0.003ppm	0.008ppm
オキシダント濃度 (O _x)	1時間値	0.06ppm 以下	0.041ppm	0.045ppm	0.039ppm	0.083ppm
ダイオキシン類 (DXN)		0.6pg-TEQ/m ³ 以下	0.0069 pg-TEQ/m ³	0.0067 pg-TEQ/m ³	0.0062 pg-TEQ/m ³	0.0089 pg-TEQ/m ³

※1 参考として掲載した米子保健所の値は、大気汚染防止法で規定された大気汚染状況結果の公表値です。
公表値は、各項目の最新の測定結果を掲載しています。(全項目：令和2年度測定結果)

2. 用語説明及び参考

1)一酸化炭素(CO)

石油や石炭など炭素を含む物質が、不完全燃焼することにより発生します。人工的な発生源の主たるものは、自動車です。めまい・頭痛・吐き気などの一酸化炭素中毒の原因になります。

2)二酸化硫黄(SO₂)

石油等の化石燃料や原料中の硫黄分の燃焼により発生します。呼吸器疾患や酸性雨の原因になります。

3)浮遊粒子状物質

発生源は多種多様で、自然界では風により地表から舞い上げられた細かな土壌粒子(黄砂など)などがあります。人工的な発生源としては工場・事業所・自動車・船舶などがあげられ、使われる燃料などが燃焼したときの「すす」などがあります。呼吸器疾患の原因になります。

4)二酸化窒素(NO₂)

主な発生源は、石油を燃焼するボイラー等と自動車です。光化学スモッグや酸性雨の原因になり、呼吸器疾患の原因ともなります。

5)オキシダント

工場や自動車などから排出された窒素酸化物と炭化水素が、太陽光線の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する汚染物質(オゾンが主成分)で、光化学スモッグの原因となります。

6)ダイオキシン類

塩素を含む物質を燃やしたときなどに発生し、環境中にもわずかですが広く含まれています。通常の生活で問題になる事はありませんが、ねずみ等の動物実験で発がん性・催奇形性・内分泌攪乱作用等が報告されています。

7)その他

近年、アジア各地の経済発展とともに、季節風等によって運ばれてくる汚染物質(黄砂等)の影響が指摘されています。